

能登半島地震被災者共同支援センター

今年も被災地・被災者の要望を聞き取り、制度改善に努力します



すべて「半壊以上」で被災者支援を分断

被災者への住宅再建の支援や、国・行政からの義援金、医療費・介護保険料の減免、被災住宅の公費解体など、被災者が支援を受けることができるかどうかの基準は、すべて「住まいの住宅が半壊以上」を被災判定の基準にしています。今回のような能登半島地震などの「激甚災害」の時には、この基準を見直す必要があるのではないかの意見が、多くの方から寄せられています。

半壊になっていない方でも、地震で被災され今まで通りに住宅に住めなくなっていることに変わりはありません。

「再建」を支援するために対象を広げ、支援額を大幅に増やすなど、拡充する必要があります。

このことを、今後の運動にして、被災者が国に要求・声をあげていくことが必要です。センターとしてもその運動を起こしていきたいと思っています。

被災者に寄り添い、ともに復興を進める国・自治体の体制が必要

被災者は、震災後の避難所から仮設住宅に入り、初めてのプレハブ仮設住宅で冬を過ごしています。センターの仮設訪問でも、「雪や雨で玄関先の渡り通路に水が溜り、凍り付き滑らないかと不安」「洗濯物干場にひさしの屋根がなく、洗濯物が干せない」「降雪期になり、仮設の間の通路まで、除雪してもらえないのか」「プレハブの仮設では、冬に結露しないか心配」「エアコン暖房の電気代が心配」などの意見も多く寄せられており、慣れない仮設住宅での冬の生活を心配されていることがわかります。

将来不安から、極度の節約をしいられる

さらに被災者は、将来仮設住宅を出なければならぬ時のことを考え、その不安から、できるだけお金を使いたくないと、極端な節約をされている方が多くみられます。避難所から仮設住宅への入居に伴い、食糧支援が打ち切られて「自立」が求められていることから、食糧支援を望む声が多く寄せられています。センターも、全国から寄せられた支援物資の配布、仮設でのお渡し会、ボランティアの方々による炊き出しなどに努めています。

医療費・介護保険料の減免が6月末まで延長に

能登被災者への医療費・介護保険料利用料の減免措置が、昨年12月までの期限だったものが、被災者と国民の運動で今年6月までに延長されました。細切れの延長策で自治体の窓口が混乱することもあり、今後の被災者・被災地の復興のためにも、大幅な延長が望まれます。

支援物資が少なくなっています。ご協力をお願いします

- ◆お米 (24年産以降)
- ◆パックご飯
- ◆レトルト食品 (カレー、スープなど)
- ◆缶詰類
- ◆カップめん類
- ◆うどん・そば・そうめんなどの乾麺
- ◆菓子類
- ◆常温保存できるジュース類
- ◆お茶類
- ◆洗剤類 (台所食器洗剤、洗濯洗剤、柔軟剤、シャンプー、リンス)
- ◆トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ペーパータオル、ウエットティッシュ
- ◆衣類 (新品の物でお願いします) 肌着、下着、防寒着など衣類全般
- ◆毛布、など

その一方で、国は被災者であることを示す証明書を医療機関窓口で提示することを義務とし、減免の利用者が少ないと自治体への財政支援を削減する方針を示しています。

こうした国の冷たい姿勢を変え、国をあげての被災地の復旧・復興、被災者に寄り添った政策を進めるためにも、被災者とともに声を上げ、ともに力を尽くします。

全国から 生活支援物資をお寄せください ボランティア活動にぜひお越しください